

事 業 委 員 会

平成 2 7 年 1 2 月 4 日 (金)

## 事業委員会

日 時 平成27年12月4日（金）午前10時00分開会—午後1時29分閉会

場 所 役場3階 第2委員会

出席委員 和田委員長、竹原副委員長、辻下、松尾、反保、奥野、出口、小川  
道工議長

欠席委員 なし

傍聴議員 坂原、田島、中原

出席理事者 田代町長、中口副町長、種村副町長

笠間教育長、木下都市整備部長、保井まちづくり戦略室長兼町長公室長

古谷総務部長、四至本財政改革部長、鵜久森都市整備部水道事業理事

岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事

家永都市整備部理事兼道の駅建築総括、早野都市整備部理事

河合都市整備部理事兼産業振興課長、西まちづくり戦略室地方創生企画政策監、

中谷都市整備部土木下水道課長、吉田都市整備部観光交流課長兼係長、

多賀井都市整備部二国推進課長、坂元都市整備部二国推進課参事

奥都市整備部建築課長、寺田まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長

是澤都市整備部土木下水道課主幹兼土木係長、岩田都市整備部産業振興課主幹兼係長

小坂都市整備部土木下水道課下水道係長、瀬戸都市整備部水道課主幹兼事業係長、

永田都市整備部水道課総務係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

和田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は8名全員出席です。理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより審議に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからをお願いします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了承願います。

議案第79号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 それでは、委員会資料の1ページをご参照ください。

平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）のうち、当委員会に付託されました案件についてご説明いたします。

歳入といたしまして、14国庫支出金、1国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金といたしまして、402万8,000円の補正計上を行うものです。

内訳といたしましては、河川災害復旧費負担金402万8,000円でございます。

内容といたしましては、平成27年7月16日の台風11号の大雨による災害復旧に係る国庫負担金であり、補助率は災害復旧事業費のおおむね3分の2でございます。

なお、工事の詳細につきましては、後ほど歳出でご説明いたします。

続きまして、14国庫支出金、2国庫補助金、道路橋りょう費補助金といたしまして、7,220万8,000円の減額補正計上を行うものです。

内訳といたしましては、仮称町道海岸連絡線整備費といたしまして1億1,732万4,

000円、橋りょう整備費といたしまして97万4,000円の減額補正計上をし、町道舗装修繕事業といたしまして4,565万円を増額補正計上し、町道深日墓地線整備費といたしまして44万円を補正計上するものです。

内容といたしましては、社会資本整備総合交付金の決定に伴う調整によるものです。道路整備等に係る防災安全交付金であり、交付率につきましては事業費の55%でございます。

なお、事業の詳細につきましては、後ほど歳出でご説明いたします。

続きまして、21町債、1町債、道路橋りょう債といたしまして、5,320万円の減額補正計上を行うものです。

内訳といたしましては、仮称町道海岸連絡線整備費といたしまして8,640万円、橋りょう整備費といたしまして70万円の減額補正計上をし、町道舗装修繕事業といたしまして3,360万円を増額補正計上し、町道深日墓地線整備費といたしまして30万円を補正計上するものです。

続きまして、21町債、1町債、公共土木災害復旧債としまして、200万円の補正計上を行うものです。

内訳といたしましては、河川災害復旧債200万円でございます。

内容といたしましては、河川の災害復旧に係る起債でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、1億1,938万円を減額補正計上するものがございます。

和田委員長 吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 続きまして、資料の3ページをご参照ください。

歳出といたしまして、2総務費、1総務管理費、スポーツツーリズム推進事業といたしまして、1,076万7,000円を増額補正計上するものでございます。

内容としましては、地域活性化のためのスポーツツーリズムの推進に係るものでございます。

具体には、本登録をいたしましたみなとオアシスみさきの基本施設である仮称深日港観光案内所のオープンを契機に、海岸沿いの観光資源を生かし、その周遊性を高めるためのサイクリングやウォーキングの環境を整えて交流人口の拡大を図るものであります。

詳細としましては、周遊パンフレット等の作成委託料が500万円、案内板設置等の委託料が400万円、レンタサイクル用自転車の購入費が100万円、案内所休憩室に配置

する備品購入の経費が64万4,000円、その他のぼり作成などの経費となっており、

なお、歳入につきましては、国の地方創生先行型交付金を100%充当するものでございます。

続きまして、7商工費、1商工費、みなとオアシスみさき整備事業といたしまして、329万7,000円の増額補正計上をするものでございます。

内容といたしましては、現在、深日港と淡輪港の港湾施設と、淡輪港から小島漁港までの海岸エリアの港周辺地域の構成施設を対象に、港を核としたまちづくりを促進するために登録をした、みなとオアシスみさきの基本施設であります仮称深日港観光案内所を建設しておりますが、この施設は平成28年度当初のオープンを目指してございまして、観光案内所内の間取り等も決定いたしましたことから、室内の備品等をそろえる必要が生じたため、今回補正計上をするものでございます。

具体的には、情報ネットワークシステムや電話回線等の整備工事といたしまして、111万7,000円、事務机等の庁用器具の購入費が125万2,000円、コピー機やプリンターなどの機械器具の購入費が74万6,000円でございます。

和田委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部二国推進課長 続きまして、8土木費、2道路橋りょう費、仮称町道海岸連絡線整備費としまして、2億1,331万6,000円を減額補正するものでございます。

内訳としましては、仮称町道海岸連絡線整備工事設計業務委託料1,331万6,000円の減額、仮称町道海岸連絡線道路用地買収費1億7,000万円の減額、仮称町道海岸連絡線道路用地買収に伴う物件補償費3,000万円の減額でございます。

内容としましては、用地買収費、物件補償費につきまして、平成27年度に用地買収費、物件補償費の予算計上をし、用地買収交渉を進めていく予定としておりましたが、用地買収準備の作業が想定以上に膨大でありました。

その主な作業は、法務局において関係土地の登記簿謄本を取り寄せます。その調査範囲としましては、事業予定地に加え隣接地など路線測量の業務範囲の調査を行いました。その関係者数は約200人です。それぞれの土地の登記簿謄本に記載されている名義人が、記載されている住所地に現在もお住まいなのか、また生存されているのか、登記簿謄本に記載されている住所地の役場や市役所で住民票や戸籍謄本を取り寄せ調査をし、その住所地にお住まいでない場合は、住民票で追跡調査をし住所地の確定を行いました。ま

た、名義人が亡くなられている場合は、相続人はどなたなのか、その相続人の住所地はどこなのかなど、再度役場や市役所を通して追跡調査をし、相続相関図の作成も行い、相続人の確定をまいりました。

その後、8月18日に事業説明会を行い、8月31日には事業予定地の関係者の方々を対象とした説明会を開催いたしました。その説明会を経て、境界立ち会い関係者約130名の方々の自宅にお伺いし、事業と現場での境界立ち会いの必要性のご理解を得るよう説明とお願いをし、了解を得て10月26日より現場において境界の立ち会いを行っております。

現時点におきましては、道路予定地の方や隣接地権者の方の大半の方々には、数回の説明によりご理解を得ておりますが、境界の立ち会いは若干残っております。この現地での境界立ち会いの作業が一定の範囲できた箇所から測量を行っている状況です。

境界の立ち会い及び測量が終了しますと、境界確定図を作成し、立ち会っていただいた関係者の方々の日程調整をさせていただき、境界確定の承諾を得る作業を行ってまいります。これらの作業をするために、土地関係者の方々のご理解やご協力を得ることに多くの日数を費やしたため、本年度中に用地買収交渉に至ることが困難な状況になったものでございます。

また、設計業務委託料の減額につきましては、平成27年度に用地買収箇所から文化財試掘調査を予定しておりましたが、用地買収に至らなくなり、文化財試掘調査ができなくなったものでございます。

次に、委員会資料6ページの工程表をごらんください。

本年度に予定していました用地買収ができなくなったことから、工程の見直しの必要が生じ、新たな工程表を作成いたしました。仮称町道海岸連絡線事業の進捗状況並びに今後の予定を説明させていただきます。

本年8月に事業説明会及び土地関係者説明会を開催し、現在、用地取得作業の一つである境界の現地立ち会いを行っております。境界の立ち会いが済んだところから用地測量を行い、境界確定図の作成をし、権利者の方々に土地境界の承諾を得る作業を行います。この作業と並行して、事業予定地内の建物や工作物などの物件調査を行います。なお、これらの作業は平成27年度中に完了する見込みです。

その後、平成28年度のできるだけ早い時期に、用地買収交渉を行います。その期間は、契約までおおむね1年間を見込んでおります。できるだけ早期に用地交渉が行えるよう粘

り強く説明し、理解を得るよう、また一日も早い用地買収の完了ができますよう努めてまいります・

用地の契約ができましたら工事を進めていきますが、平成29年度から工事を始め、平成30年度6月ごろの完成を目指し、事業を進めていきます。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 続きまして、委員会資料4ページにお戻りください。

8 土木費、2 道路橋りょう費、2 道路維持費、町道舗装修繕事業といたしまして、8,300 万円を増額補正計上をするものです。

内容としましては、社会資本総合交付金の決算見込みに伴う調整及び財源構成により以前より舗装修繕の要望があり、また舗装修繕計画に反映されている路線の中で、優先順位の高い3路線について舗装修繕工事を行うものでございます。

それでは、工事についてご説明いたします。

工事場所につきましては、7ページから9ページをご参照ください。太線で書かれている箇所が工事箇所でございます。最初に7ページをごらんください。

工事場所につきましては、町道畑山線で国道26号みさき公園駅前交差点付近から南海電鉄高架橋付近までと、淡輪17区から祇園橋までと番川沿いの町道の一部を計画しております。

続きまして、8ページをごらんください。

工事場所につきましては、町道畑線で国道26号淡輪南交差点付近から淡輪16区大渡橋までの区間を計画しております。

続きまして、9ページをごらんください。

工事場所につきましては、町道谷川港東側線で谷川港地区を計画しております。

委員会資料4ページにお戻りください。

8 土木費、2 道路橋りょう費、2 道路維持費、町道深日墓地線整備費といたしまして、用地買収に伴う土地鑑定委託業務といたしまして30万円、整備工事測量設計業務委託業務といたしまして50万円の計80万円を補正計上するものです。

内容といたしましては、社会資本整備総合交付金の決算見込みに伴う調整及び財源構成により、深日墓地線整備事業に係る土地鑑定業務・測量設計業務を行うものでございます。

それでは、業務についてご説明いたします。

委員会資料10ページをごらんください。

業務場所につきましては、深日小学校東側線の町道深日墓地線でございます。

業務内容は、平成28年度深日小学校へ深日保育所が併設されることにより、車両等の通行量がふえることが予想されることから、学童の通学時の交通事故防止のためグリーン舗装により歩道と車道を明確に分離することにより、通学の安全を確保するため道路を拡幅し、歩道を設置する工事を実施するに当たり、拡幅部分の用地買収単価確定のための土地鑑定業務、歩道設置に伴う道路改良測量設計業務をするものです。

続きまして、委員会資料4ページにお戻りください。

8土木費、2道路橋りょう費、3道路橋りょう費、橋りょう維持費といたしまして、177万円を減額補正計上するものでございます。

内容といたしましては、橋りょう整備工事設計業務の事業費確定によるものでございます。

続きまして、8土木費、4都市計画費、下水道特別会計繰出金といたしまして、282万8,000円を増額補正計上するものです。

内容といたしましては、下水道事業特別会計における職員の給与等の減額、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、納付額が確定されたことに伴う増額によるものでございます。

和田委員長 奥課長。

奥都市整備部建築課長 続きまして、8土木費、5住宅費、公営住宅維持補修費臨時経費としまして、260万円を増額補正するものでございます。

費用の内訳でございますが、改良住宅空き家改修工事としまして130万円、公営住宅除却工事としまして130万円でございます。改良住宅空き家改修工事につきましては、ことし9月になって明け渡しがありました小田平住宅1戸を今年度の入居者募集を行うため空き家改修をするものでございます。

なお、今年度の入居者募集につきましては、この1戸を含めまして2戸を予定しております。また、深日小池谷住宅除却工事につきましては、ことし8月の明け渡しに伴い、当住宅は既に耐用年限を超過しており、防災面を考慮する上で対象住宅1戸の除却をするものでございます。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 11災害復旧費、3公共土木施設災害復旧費、町道災害復旧費といたしまして、122万4,000円を増額補正計上するものでございます。



内容といたしましては、平成27年7月16日の台風11号の大雨により町道の災害が発生したため、町道災害復旧工事として1カ所の工事を行うものでございます。

それでは、工事についてご説明いたします。

委員会資料11ページをご参照ください。

工事場所は、多奈川楠木地区と池谷地区との中間付近の町道西畑線でございます。

工事の内容は、大雨による谷あいの土砂の流出を防ぐために、道路付近に土砂流出防止のための柵を設置する工事を施工するものでございます。

続きまして、委員会資料5ページにお戻りください。

11災害復旧費、3公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費といたしまして、900万1,000円を増額補正計上するものです。

内容といたしましては、道路災害発生時と同じ平成27年7月16日の台風11号の大雨により、河川の災害が発生したため、国庫負担金に係ります河川災害復旧工事といたしまして1カ所の工事を行うものでございます。

それでは、工事について説明いたします。

委員会資料12ページをご参照ください。

工事場所は箇所図に示していますが、深日緑1丁会の朝日川で既設護岸が崩壊したため、ブロック積みで97平方メートルを復旧するものでございます。

続きまして、委員会資料5ページにお戻りください。

11災害復旧費、3公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費、人件費といたしまして、50万3,000円を補正計上するものです。

内容につきましては、河川災害復旧に係る職員の超過勤務手当となっております。

以上、当委員会付託分といたしまして、1億106万6,000円を減額補正計上するものでございます。

次に、下段の地方債補正追加の表をごらんください。

起債の目的は、河川災害復旧費で限度額は200万円であり、河川災害復旧事業で限度額は200万円でございます。

次に、下段の地方債補正変更の表をごらんください。

起債の目的は、町道整備事業で補正前、限度額1億2,860万円を、補正後、限度額7,540万円に変更するものでございます。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

小川委員。

小川委員 町道海岸連絡線整備費、先ほど利権者は約200名程度で、説明会を行ったとき130人、そして法定相続人の有無、また土地の所有者の有無等々があるとお聞きしましたが、この数字でいったら、今70人が不明という判断でいいんですか。

和田委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部二国推進課長 この200名という数字は、路線測量を行うために調査した人数でございまして、130名という数字は現計画の事業予定地、それに伴います隣接地の方々を合わせて130名でございます。

和田委員長 小川委員。

小川委員 そしたら、土地買収に当たって、先ほど多賀井課長がおっしゃっていた法定相続人の有無、所有者の有無、これのわからない人数は把握できていますか。

和田委員長 多賀井課長。

現時点の事業計画内では、今は全て把握できております。

和田委員長 ほかにございませんか。

奥野委員。

奥野委員 ちょっと3点お聞きいたします。

委員会資料3ページのレンタサイクルの件で、スポーツツーリズム備品購入費100万円という予算が上がっておりますが、自転車は何台用意されるのか。これ説明いただいたら申しわけございません。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんので、再度お願いいたします。

それとこれの関連で、当然来年の4月から指定管理ということでされるというのですが、その辺がいつごろ、3月議会に出てくるのかと思われませんが、その辺の説明をお願いいたします。

それと4ページの、先ほどの町道海岸連絡線整備費で、今回は大きく減額されるのはやむを得ないかと思いますが、来年度継続してまた同じようにこれを交付いただけるものかどうかというのもあわせてお願いいたします。

和田委員長 吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 私のほうからは、レンタサイクルの自転車の購入予定台数等とオープンのと時期や体制等についての2点についてお答えさせていただきます。

レンタサイクルの自転車の予算としましては、100万円という交付金をいただけるこ

とになっており、スポーツツーリズム推進事業として実施するものでございますので、スポーツモデルの電動アシスト自転車の内、車輪の小さいタイプのものが4台と車輪の大きいタイプのものが4台の計8台です。それで貸し出し用のヘルメットや附属品等も考えたいと思っております。

あと修繕費がついておりまして、一般的な自転車につきましては、放置自転車を修繕いたしまして、予算の範囲でできる台数を配置したいと思っております。

放置自転車については、熊取町のほうが先行してやっている事例がございますので、そういうふうに予定しております。

それと2点目のご質問に移らせていただきます。

オープンの時期については、観光案内所ができる予定でございます4月来年度当初からレンタサイクルをオープンと同時に開始したいと考えております。タイトな日程でございましたので、1年間はレンタサイクルについては社会実験的に、観光案内所もそうなんですけども、町直営で実施したと考えております。3月の議会で、観光案内所の設置条例の審議もお願いしたいと思っております。レンタサイクルにつきましては、同じように4月からオープンさせていただいて、アンケート調査をとりながら改善していった、よりよい方向へ持っていきたいと担当では考えているところでございます。

和田委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部二国推進課長 先ほども説明させていただきましたが、現時点におきましては、現場での境界立ち会いの作業を、土地地権者の方々、また隣接地権者の方々の数回の説明をさせていただきながら、了解を得て現場での作業を進めさせていただいております。大半の方々には、ご理解を得ながら作業を進めさせていただいていると私どもは考えております。

しかしながら、境界の立ち会いは若干残っている状況でございます。担当課といたしましては、できるだけ早期に用地交渉が行えるように、粘り強く説明しながら、一日も早い用地買収が完了できますよう努めてまいりたいと考えております。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 今、質問した内容と答弁が違ってしまうけれども、交付金が、同じような額が改めて28年度で出してもらえる予定になっているのかどうかという点でございましたので、そこをお願いいたします。

和田委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部二国推進課長 本年11月に社会資本整備交付金の申請を行っております。平成27年度と同等の申請をさせていただいたところでございます。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 吉田課長のほうにも再度お聞きしたいのですが、高級な自転車、10万円ぐらいのが4台と安価な4台と計8台という答弁でよかったんですか。それで、その自転車は有料か無料になるのか、そのあたりわかっていればちょっと説明してください。

和田委員長 吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 担当課では、近隣市町村の事例を参考にさせていただきながら、現在、レンタサイクルの運営計画案というのをまとめているところなんです。電動アシスト自転車につきましては、近隣の事例を見ながら1回の利用について500円程度で、一般の自転車については300円程度を考えています。

和田委員長 10万円の自転車が何台か、課長、もう一度。

吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 台数につきましては、100万円の予算で、スポーツモデルの電動アシスト自転車2タイプを考えておまして、1タイプ4台、もう一つのタイプで4台、電動アシスト自転車を計8台予定してございます。それと別に放置自転車を修繕費の可能な範囲で、程度のいいものを修繕して、これが何台になるかはちょっと。1万円程度で修繕できる、新しい自転車でも一般の自転車は1万円程度で買えるということなので、可能な範囲で配置したいと思っております。

和田委員長 奥野委員、いいですか。ほかにもございせんか。

竹原副委員長。

竹原副委員長 吉田課長にお尋ねですが、その放置自転車を活用するに当たり、法律上問題がないのかなということだけ気になりましたので1点、クリアされているということだけ確認させていただきます。

和田委員長 吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 放置自転車の活用については問題ないと確認をしております。あと私が申しあげました使用料と台数の配置については、あくまでも予定でございまして、決定事項ではないということをお伝えしたいと思います。

和田委員長 ほかに。

出口委員。

出口委員 吉田課長にお伺いします。先ほど1年間は町直営でやっていくというお話がございました。大体何人の人員配置を考えておられるか、予算はどれぐらい考えておられるか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

和田委員長 吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 人数につきましては、再任用のほうで所長的な方お一人と臨時職員1名程度を考えております。これも予定で、まだ決定ではありません。

和田委員長 出口委員、いいですか。ほかに。

反保委員。

反保委員 簡単な質問で申しわけないんですけど、深日の小学校の裏側に道が拡幅されるという話は、入って行って左側の部分が広がるのでしょうか。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 広げる部分につきましては、現在コンビニエンスストアがあるんですけども、その駐車場部分を計画しております。

反保委員 コンビニの部分の向こう側、奥側はどうなるんですか。この入って行って左側はコンビニですわね。コンビニは整備されていますわね。この奥も整備。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 国道26号から侵入しまして、まずコンビニエンスストアの駐車場の一部を拡幅計画して、その延長といたしまして、民地の出入り口の部分を拡幅計画しております。

反保委員 右側に大きな溝がありますわね、畑の右側。あれは暗渠にする計画はないのですか。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 委員ご指摘の右側の農水路につきましては、現在どのようにするか、1件家の進入路がありますので、計画を考えております。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 もう少し教えてください。本議会の中で、今の案件で大綱的質疑があったと思うんですけども、グリーンベルトを用意するという事なので、そのベルトというのは大体幅がどのぐらいなのかというのと、それとその他のほかのグリーンでないところの道の幅は大体どのようなものかというのと、それともう1点、グリーンベルトというのは車は入れるんでしょうけど、入ってはいいいものかあかんものか、それは法律上どのような道路の基準になっているのか、それを1点お願いします。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 まず、グリーンベルトの幅につきましては、2メートルを計画しております。残りの道路幅員としまして4メートル、計6メートルを計画しております。

車両の進入につきましては、歩車道分離となっておりますが、歩道と車道との間に段差がないために、車両が進入することは可能です。ただバリアフリーの考えを府とも協議しておりますので、バリアフリー歩道につきましても段差が数センチなので車両の進入は可能なんですけども、今回もグリーンにいたしました理由としまして、見た目で明確にわかるような形で、同じ色でバリアフリーで同じ黒の舗装をするよりも、そのほうが明確にわかって、安全に対しても十分配慮できるであろうということで計画しております。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 私の感じでは、細い道やったらそれなりに減速して、遠慮しながら通るから安全が保たれているという感覚で、道が拡張されて4メートルプラス2メートルということで、道が広がるとスピードも上がるかな。そこへ保育所児童が通るという心配があるんですよ。道が広いからびゅっと、今そういう危険性が出てくるのではないかと思うのと、大前提として、この道路というのは、大体どのぐらいの使用頻度で使われておられるのか、1日何台通るといのがわかるのかどうか、それもあわせてお願いします。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 道路幅員につきましては、現状が約3メートル70から4メートルありますので、基本的に道路幅員といたしましては、歩道設置後も車両幅員としましてはほとんど変わらないという考えです。

ほとんど歩道部分になります。それと車両の通行量につきましては調査しておりません。

和田委員長 田代町長。

田代町長 補足説明をさせていただきます。

経過を理解していただきたいと思うんですけども、本会議で田島議員から質問を受けて、いわば正門から本来は入るべきだという意見もいただいております。しかし、現在の状況を見ますと、陸橋を渡って子どもたちは小学校正門から入っておりますし、時として大阪側から正門のほうへ来て入る場合もありますけども、全体的には陸橋を渡って正門へ行っているという状況。そこへ保育所を併設するとなると、小さい子どもたちが交通事故に遭ったり、また同じ小学校の子どもたちと一緒に並んで通る場合もありますので、グリーンベルトを2メートルにするというのは安全帯という理解をしていただきたいと思ってい

ます。

スピードが出るのではないかということについては、私はそう感じておりません。というのは、グリーンベルトを途中まで一旦学校の裏門のところまでにしようということで現場で調整をしたんですけれども、学校から出てくる車が右折する場合に、そこが狭かったら回れないということで、左のほうへ回らないといけないと。そうなると、どうしても子どもを送ってくる送迎車とがっちゃんこしてしまうということで、グリーンベルトを突き当たりまで行って回れるように広くとっておこうという意味で、あるいはグリーンベルトは道路からちょうど山のほうを向いて突き当たりまでグリーンベルトを引いていると。ですから、6メートルあってといいますけど、私どもとしたら、もっと歩道的な高さをつくってやりたかったんですけれども、それをやると隣のお店屋さんの関係もあってやむを得ないのじゃないかということで、車道4メートルでグリーンベルト2メートル、つまり子どもや歩行者のための通行道路という形でとっておりますので、そうなると、今までは正門へ陸橋で行っていた子も、今は信号をつける予定をしておりますので、信号のところから来て、また裏門から入ることもできますし、ただ制約があって、一旦子どもたちが入りますと保育所のほうは裏門を使いますので施錠がかかります。どっちも施錠がかかるので、その辺は学校側と保育所で調整をしていただくということになっておりますので、道路幅についてはそういったいろんなあらゆる角度から検討した結果であるということをご理解していただきたいと思っております。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 今の説明で大半理解させてもらったんですけども、グリーンベルト2メートルというのが道路と同じ高さというのか、色分けしているということの理由は、隣がコンビニエンスの店舗だからということが影響しているというように聞こえたんですけど、これが一般でしたら歩道として高さを上げて、安全なもう一つランクが上がった安全性で使えるところを、コンビニやから下げざるを得なかったというように今聞こえたんですけど、そうではないんですか。

和田委員長 田代町長。

田代町長 そうではなくて、本来は歩道というのをつけるのが当然なんです。ところが、あの場所ではコンビニさんの敷地内の横を分けてもらうわけですから、できるだけ隣に段差のないようにしておかないといけないということから、グリーンベルトでいこうということにしているんです。ということは、そのもう一個向こうに行きますと、家が建っていますから、

歩道をつけますと、歩道を渡って高さがあって、家のほうに入るところは段差ができてしまう。ちょうどコンビニの裏に新しい家が建っているんです。そういう状況があって、歩道じゃなくてグリーンベルトで行こうということなんです。

和田委員長 いいですか。

竹原副委員長 とりあえずちょっと研究します、私なりに。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどの答弁いただいた内容を聞いた上でちょっと考えたんですけども、そのグリーンベルトというのは私は本当にやるべきかなと思っています。この拡幅の工事なんですけども、この図を見ると、計画されている直線の距離の線以外にも、ほかに例えば商工会側の道がありますよね。また、もうちょっと和歌山寄りにも入る道があつたりするわけなんですけども、このあたり、交通整理をする、例えば一方通行を規制して、今されようと企画しているところを入れてくるだけにするとか、逆に出る側をいっぱい支線というか、ほかの道があるところに誘導して、また出口をつくるとか、そういうような車の流れを決めるだけで行けるのかなという気がしているんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

和田委員長 田代町長。

田代町長 私の答弁に対してのご質問ですので、お答えいたします。

松尾委員さんもお承知のとおり、一方通行というのは淡輪の村の中にしても、深日の村の中にしても道幅が狭い。それを一方通行にすることによって、日常生活が非常に困難になってくるという今までの経過がございます。例えば、深日の御坊さんのところを一時一方通行にしてくれということによって一方通行にした経過があります。ところが、日常生活で非常に不便を来して遠回りをしないといけないというようなことから、解除をしたこともありますし、今のところ、商工会のところと墓地線なんですけども、例えば学校の突き当たりから山手を左折して回った場合、拡幅できるかどうか、グリーンベルトがいけるかということとはよくご存じだろうと思いますけれども、道幅は物すごく狭い。両サイドに家が建っている、これはとてもじゃないけどグリーンベルトを引くことによって車が通れなくなる。

一方通行にした場合、例えば子どもの入るところを一方通行にして車はもう入れないようにした場合に、商工会のところから学校の近くの方は来なければいけないというような不便さ。それから深日の村の中へ入っていくについても遠回りをしていかないかんとというような状況であって、果たして地域の方にそれを理解してもらえるかどうかというのは非



常に難しい問題ではなかろうかなと思っていますので、今の現況の中で子どもたちの安全を保っていくということで、整備をしていくしかないのではないかなと思っています。

深日寄りの橋、あれは何橋というのかな、橋のところが一方通行になっていますよね。ちょうど橋の手前が深日の中へ入れるような一方通行になっている。あれも住民の方から苦情が来ております。あれを何とか解除してほしいということが来ておりますけども、子どもの安全から見て時間帯を決めて、あそこは一方通行にしているということで、そういう広い道路であってもそういう苦情が出てきているということもご理解をしていただきたいと思います。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 一方通行にすると、住民の方々の生活に障害が出てくるのではないかなということなんですけども、例えば時間帯を朝の時間帯と夕方の時間帯だけを区切ってするとかね。あと小学校の生徒数というのがこの間もありましたように、保育所も合わせて40人ぐらいであるということ考えると、例えば費用対効果のことを考えると、そこまでする前にまずは住民の方と相談しながらそれでオーケーが出るのかどうかとか、そういうようなことを先にされたほうがいいのかと私は思ったんです。そのあたりはいかがですか。

和田委員長 田代町長。

田代町長 まず、時間帯は、先ほど申しましたとおり、ロータリーのほうへ学校から向かって、橋の手前は時間帯でやっています。それでも苦情が出てるんですよ、外してほしいって。うっかり入ってしまって交通違反を起こすというようなことがあって、そういう苦情が現実には私のほうへ来ています。それでも一旦、一方通行にしますと、なかなかこれを解除するというのは警察との協議が要りますので、難しい問題があります。

例えば、今のところを警察協議したときに、日常生活が脅かされるようになった場合は、子どもの安全性もありますけども、非常に厳しい問題が出てくるのではないかなと。時間帯だけじゃ、そこだけ子どもの専用道路にした場合、それがその付近の方がそれを理解されるかどうかというのは、協議をしないとわからないんですが、非常に難しい問題かなと思っています。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 この件に関しては、もうどうしても仕方がないんだと、時間がないんだということであれば、もう納得せざるを得ないかなと思っているんですけども、まずはかなりの金額が動く想定されるので、そのあたり町の財政の中でやっていく上で、私の考えですけども、

できる範囲からやるべきなのではないのかなと考えたところでもありますので、この件は仕方ないのであれば仕方がないのかなと思っています。

別件でまた質問させていただきたいと思います。

私の一般質問の中でもありました深日港観光案内所整備工事の件ですけれども、こちらは先日、私の思いと、あと質問ということでお聞きしたところでもあります。町長からもお答えをいただいたんですけども、若干かみ合わない部分があったと思います。

当初、私、3月議会でこれは議決されたということをお聞きしてしまして、そのとき私、出席していなかったもので内容がわからず、多分かみ合わなかったのかなと思います。私が一方的な思いというのをお伝えさせていただいたんですけども、そのことを踏まえて、若干ちょっと3月のことを勉強させていただきました。もうやることが決まっているので、今後のいい運営に向けて私たちも協力していかないといけないなというように思っている中で、中身じゃなくてその外側はできるのは決まりましたけども、運営について、例えば観光協会がゆくゆくはしていくんだよということを聞いていますので、その観光協会との運営の協議というか、つなぎ合わせというか、お伝えされているのかどうか、どこまでその運営について決まっているのかどうかというのが1点と、あとスポーツツーリズム推進事業の絡みで、当初は町が直営でやっていくんだということをお聞きしたんですけども、多分ゆくゆくは観光協会に投げるということでもいいのかどうかというのをまずお聞きしたいと思います。

和田委員長 吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 運営については、ただいま協議をしている途中でございまして、これについても、まだこうするんだと観光協会さんと協議中でございますので、確定したことを申し上げられない状況にあります。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどの質問のつけ加えて、このスポーツツーリズム推進事業も観光協会さんにやっていただくという方向という、当初は直営でやっていくということですけども、これは観光協会ですべてやっていくのかどうかというのをお聞きしたいなと。それもまだ決まってないですか。

和田委員長 吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 それも協議中でございます。

和田委員長 ほかにございませんか。

松尾委員。

松尾委員 スポーツツーリズム推進事業の参考にお聞きしたいのですが、周遊パンフレット作成委託料500万円って上がってるんですけども、これは大体何部ぐらい刷ったりして、何ページぐらいの冊子になっているのかなというのをお聞きしたいのと、あと案内標識作成設置委託料というの、ざっくりどんなものを考えていて、どれぐらい設置されるのかなというのをお聞きしたいと思います。

和田委員長 吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 500万円という大きなお金を活用させていただけることになりましたが、これが先行型の交付金で緊急的な措置、上乗せ交付金という形でついておりまして、この年度内につくれということでございます。実際、今、周遊パンフレットや周遊コースを紙ベースのものでお出しできるものが少ないものですから、この3月までの間にできるもの、まずはみなとオアシスの中でサイクリングコースやウォーキングコースとしてマップづくりをしたいと思っています。そのほかにも現存データであるものを生かしながら、それでハイキングコースや周遊コース、観光ボランティア協会さんもフリーハンドでおつくりになられた図とかがありまして、それを原図にしながら、数多くの種類を作りたい。部数につきましても、一定の部数を予算の許される範囲内で考えております。はっきりとお答えできなくて申しわけないんですけど。

和田委員長 松尾委員、もうよろしいですか。

吉田課長。

吉田都市整備部観光交流課長兼係長 印刷枚数については、それも各ベースのものを1万部程度は作りたいと思っております。

案内標識板につきましては、スポーツツーリズム事業として設置するものは、深日港観光案内所周辺、入り口付近に施設名称看板を二つ程度、観光案内板というよくあるマップで施設が入ったような案内板を、観光案内所ですのでそれも必要と思っております。

あと、施設名称看板、施設の間取り図などをお知らせができるような看板の合計四つで考えています。あそこはご存じのとおり海辺ですので、使用については塩害に強いもので、デザイン性に富んだもの、そして本町は道の駅も整備しますので、全町的に統一感を持たせられるような考えで、今、担当課としては進めているところでございます。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 年度内、3月までに作らないといけないということなんですけど、かなり大変じゃない

かなと、今からであると。私もよくわかるんですよ、よく携わっているのです。大丈夫ですかね。いけるんですかね。

これからのことなので、やっぱり私たちも、どのような町が動いてもらえるのかというのをよく知っておきたいし、そこでもできるだけ応援していきたいなというところで、今後決まり次第、またまた伝えていただければと思います。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 一つ確認させていただきたいことがございます。6ページのちょうど海岸連絡線事業の工程表についてですが、私は以前から文化財調査についてはかなり時間を要するのではないのでしょうかということをおっしゃっていただいていたしまして、この予定を見ますと、28年度の6月以降からその年度内に文化財調査を終え、翌29年度に工事に入るといったスケジュールが示されておられます。これは法律上、これを終えないと工事にかかれぬのかどうかということ、この文化財調査をこちらではしながら工事はこっちから始めるよ、こっちでまだ調査が残っているけども工事はその他のところで進んでいけますよとなっているのか確認させていただければと思います。

和田委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部二国推進課長 文化財の試験試掘調査でございますけれども、個々の用地取得が一定の範囲終了次第、土地の地権者と契約終了後、試験掘り調査を進めていくという予定でございます。これにつきましては、教育委員会の担当の方と協議させていただいているところでございます。

その期間の予定としましては、現地調査2カ月ほどで、あとその報告書の作成が約1カ月で、大阪府への報告、また回答期間約2カ月程度の5カ月程度を考えております。工事につきましては、大阪府からの報告書の回答をいただいてから、本工事を着手していくということになります。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 文化財調査というのは、1カ所だけのように今聞こえたんですけど、そうではなしに何カ所かされるのでしょうか。

和田委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部二国推進課長 この道路予定地、国道26号線から畑山線の間、教育委員会がその範囲の中で指定される場所を調査しています。何カ所かあります。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 それでは、大阪府からの回答が来て、オーケーとなればかかるという話ですが、それが長引いてしまう、これをもう一回調査したほうがいいのじゃないかという可能性も中にはあるという認識で、そうなったときには全体の工期が遅くなるということになってしまいますよね。それは想定されて仕事をされておられるのか。

恐らくこの古墳のまるまる横を通りますし、その史跡の指定された区域も何かが埋まっているのじゃないかという指摘された地域も横切ると思いますので、これは大阪府からの回答いかんによっては全体がまだ延びるかもわからないという認識でよろしいのでしょうか。

和田委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部二国推進課長 現時点の教育委員会との協議におきましては、最近ではこの付近を掘削したり、工事も行っておりませんが、今のところの見通しとしましては、恐らくこのあたりにはそういう文化財というのはあらわれないんじゃないかというような見通しではございますが、ただ掘ってみないとわからないという状況です。

和田委員長 笠間教育長。

笠間教育長 少し追加で説明させていただきます。

該当されるという区域は、最重要区域という指定はされておられませんので、南海電鉄から西陵古墳に向けてのある区域に限定されると思います。その中で予定されているのは大体5%程度の面積を試掘調査すればよいこととなっていますので、調査の計画が、多分ですが、後退するという事はないと判断しているところでございます。

和田委員長 ほかにございませんか。

出口委員。

出口委員 ちょっと1件、参考に聞かせてもらいたいと思います。

5ページの公営住宅の除却工事、130万円の費用を上げておりますけども、これ確か説明では深日地区だというように、ちょっと私、場所をはっきり確認せんかったのですけども、それはどの辺にあって、そこにはどれだけの公営住宅が建っているのか。それと、この除却するに当たって坪数はどれぐらいのものかと、それと業者の選定はどういうようにされるのかと、その3点をお聞きしたいと思います。

和田委員長 奥課長。

奥都市整備部建築課長 除却する場所ですが、緑ヶ丘住宅の東側に位置します緑5丁会のところに、現在5軒の住宅が建っております。そのうち1軒を除却するという形になります。

先ほど言われた契約の方法なんですけども、随意契約ということで業者から見積もりをとらせていただきまして、そのうちで安いところと契約する予定でございます。あと面積につきましては約40平方メートル程度で、木造の住宅になります。

和田委員長 出口委員。

出口委員 ということは、あと4軒残ってくるわけですか。その中でまた4軒も近々またそういうような形で解体されていく予定ですか。

和田委員長 奥課長。

奥都市整備部建築課長 現在のところは空き家になるという予定はございませんので、住宅のほうの除却というのは考えておりません。ただ新しい住宅が建ったときには、木造住宅のほうも統合建て替えということで、緑の新しい団地のほうにあっせんをさせていただきまして、引っ越しをいただいた方の住宅をまた解体していくという予定にはなっております。

和田委員長 ほかにございませんか。

松尾委員。

松尾委員 これは質問じゃなくて、私ちょっと間違えたことを言ってしまったかもしれないので訂正したいと思うんですけども、深日港観光案内所整備工事の質問のときに、私、3月に議会に出席していなかったと多分申し上げたと思うんですけども、そうじゃなくて、議員ではなかったということで、一般人だったので議員ではなかったということだけ訂正しておきたいと思います。

和田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

松尾委員。反対ですか。

松尾委員 厳しいですけど、賛成させてもらいたいと思います。

和田委員長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、どうぞ松尾委員。

松尾委員 先ほどの質問の中でお聞きした中で判断させていただいたんですけども、厳しい中で賛成させていただきたいと思います。

まず1件は、道路拡幅工事です。深日墓地線ということなんですけども、例えばちょっと予算というか結構な額になるところを、まずはできる範囲でやっていただきたいなという思いでいるんです。一方通行の苦情の件もそうですけども、子どもの通学ということであれば、多分地域の人は協力してくれるはずだと思うんです。しかも40人程度であれば、それだったら金額も結構張るのであれば、私たち協力するよと言ってくれる方もいらっしゃると思うんです。そういう方にまず了承いただいて、何かできる範囲でやっていただきたいなという思いはあるので、けれども早急にしないといけないということなので、これはやっていただかないといけないのかなというところの立場で言わせていただきます。

あとスポーツツーリズムの件ですけれども、もう本当に緊急、3月までに作らないといけないだったりとか、詳しく内容を固めた上でもうちょっと答弁いただきたいかったなというところもやはりあります。だけれども、緊急性というか、本当にやっていかないといけないという中で、厳しいながら賛成させていただく立場で申し上げておきたいと思います。

和田委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第79号「平成27年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第79号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

次に、議案第81号「平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 委員会資料の13ページをご参照ください。

平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、ご説明いたします。

内容としましては、1繰入金、1一般会計繰入金といたしまして、282万8,000円を増額補正計上するものです。

内容といたしましては、一般会計補正予算でご説明させていただきましたように、下水道事業特別会計における職員の給料等の減額及び消費税及び町消費税の確定申告により、納付額が確定されたことに伴う増額によるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、282万8,000円を増額補正計上するものです。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第81号「平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第81号は本委員会において可決されました。

次に、議案第83号「平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

(「下水道の歳出の分」の声あり)

和田委員長 もうしてもうたんですよ。

もう皆さんいいですか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 ご了承願います。

鵜久森理事。

鵜久森都市整備部水道事業理事 平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。



今般の補正予算につきましては、人事異動に係る給与費等の調整及び本町が独自に給与カットしております減額分の反映並びに水道管の漏水によるガス管破損事故に伴う損害賠償金によるものでございます。

委員会資料の15ページをごらんください。

収益的収入ですが、1水道事業収益のうち、1営業収益、その他営業収益といたしまして、3万3,000円の増額、2営業外収益、雑収益といたしまして、8,000円の減額補正を行うものです。

内訳としましては、職員厚生費負担金の増減調整をするものです。

次に、3特別利益、特別利益といたしまして、924万8,000円の増額補正を計上するものです。その補正の理由ですが、水道管の漏水によるガス管破損事故に伴う保険金収入でございます。

以上、収益的収入の合計といたしまして、927万3,000円の増額計上をいたしております。

続きまして、収益的支出ですが、1水道事業費用、1営業費用、配水及び給水費といたしまして、59万8,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、給料20万1,000円の減額、手当12万8,000円の減額、法定福利費32万円の減額、委託料5万1,000円の増額であります。

次に、総係費といたしまして、27万4,000円の減額補正を行うものです。内容といたしましては、給料15万3,000円の減額、手当1,000円の増額、賞与引当金繰入額11万5,000円の減額、法定福利費7,000円の減額であります。

次に、孝子浄水場費といたしまして、4万6,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、給料6万8,000円の減額、手当1万2,000円の増額、法定福利費1万円の増額であります。

次に、3特別損失、特別損失といたしまして、929万8,000円の増額補正計上をするものです。

補正の理由ですが、収益的収入でご説明いたしました水道管漏水によるガス管破損事故に伴い大阪ガスへの損害賠償金です。

以上、収益的支出、の合計といたしましては、838万円の増額計上をいたしております。

続きまして、資本的収入ですが、1資本的収入、1雑収益、雑収益といたしまして2万

5, 000円の減額補正を行うものです。

以上、資本的収入の合計といたしましては、2万5, 000円の減額計上いたしております。当委員会付託分の合計といたしまして、1, 762万8, 000円を増額計上するものでございます。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きいたします。

今回、ガス管が破損したということで、突然の事故であったと思いますけれども、今後もうこういうことが突然起こるかもしれないんですが、その対策というのは、少しとれるものかどうか、その辺だけお聞きしたいと思います。

鵜久森都市整備部水道事業理事 今回のようなサンドブラスト現象といいまして、ガス管と隣接しておりましたものでございますが、非常にまれな現象と聞いております。24年度、25年度、26年度の3カ年にかけて、水道台帳を整備するのと伴いまして、各家のメーターの漏水もないかというところまで今回も実施したところでございますが、その後、この部分では発生したということもございますので、また今後ともその漏水調査に力を入れて未然に防ぐよう努力したいと思います。

和田委員長 奥野委員、どうですか。いいですか。ほかに。

出口委員。

出口委員 今の関連ですけど、これは当然、町道ですね。その中で大阪ガスのガスの配管を要するに埋設するに当たって、大阪ガスから埋設賃貸料というのは年間にどれぐらいもらっていますか。そういう契約はないんですか。

鵜久森都市整備部水道事業理事 町道の占用という関係になりますので、私どもも占用させていただいている立場になりますので、道路管理者の部分になるのかなと、ちょっと私どもで把握できておりません。

中谷都市整備部土木下水道課長 町道部分における埋設につきましては徴収しております。料金につきましては、今手元資料にございませんので、後ほどまたご報告させていただきます。

和田委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第83号「平成27年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第83号は本委員会において可決されました。

議案第87号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明を担当課からお願いいたします。

鶴久森都市整備部水道事業理事 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件についてご説明いたします。

変更の内容を説明する前に、まず大阪府域における水道事業の広域化についてご説明させていただきます。

委員会資料の19ページをごらんください。

平成24年3月に策定されました大阪府水道整備基本構想においては、府域水道における厳しい経営環境の中、施設を計画的に更新し、住民サービスの維持向上を図りつつ、給水原価の上昇の抑制、運営基盤の強化を図るためには、個別の自治体による経営努力に加え、広域化による効率化や最適化を図ることが有効であるとされております。その推進に当たっては、大阪広域水道企業団を核とした府域水道のさらなる広域化を推進し、府域一水道を目指すとされているところでございます。

このような状況の中、経緯でございますが、平成26年4月、大阪広域水道企業団と四條畷市、太子町及び千早赤阪村の3団体の間におきまして、水道事業の統合に向けての検討協議に関する覚書が調印され、これまでにその検討協議が行われ、企業団運営協議会等での審議を終え、本年7月、その統合案の取りまとめがなされたところでございます。この統合案に基づき、本年9月、関係3団体の市町村議会におきまして、本日ご説明します

変更に関する議案が審議され、いずれも可決されたものでございます。

今後の予定でございますが、本日ご説明します変更案につきまして、本町をはじめ39団体の12月議会でご審議をいただき、全てご裁決いただきましたならば、来年1月、企業団と3団体におきまして統合に係る協定書を締結し、大阪府議会での審議、また統合に係る諸準備を経まして、平成29年4月1日より統合事務開始を行うものとするものでございます。

それでは、変更に係る内容についてご説明いたします。委員会資料の17ページにお戻りください。

変更内容でございますが2点ございます。1点目が、企業団が共同処理する事務に、これまでの水道用水供給事業の経営に関する事務に加え、3団体に係る水道事業の経営に関する事務を追加しようとするものでございます。2点目は、これに伴いまして企業団議会の定数を33人に変更するものでございます。

なお、施行期日は統合事務開始日である平成29年4月1日でございます。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

竹原副委員長。

竹原副委員長 私が今議会で一般質問させていただいたところの中に、広域で事務処理することによって効率化できないかということをごんごんと進めてほしいというお願いをしたのが一つと、それと田島議員の質問が何かで水道管の耐用年数が40年を超えたと言ったかな、その基本管の耐用年数が超えた分が7割あるんだと。そういった中で、水道事業が広域化に岬町として参画する気があるのかどうかというのと、それに伴う費用負担というんですか、そういうのも勘案して、どういうスタンスで岬町は思われているのか答弁していただければと思います。

和田委員長 鵜久森理事。

鵜久森都市整備部水道事業理事 本町の水道は普及率100%を達成し、維持管理の時代に入っておりますが、人口や水需要が減少傾向にあり、料金収入の増加も期待できない状況でございます。このような状況の中で、水道の配水管や機械設備を中心とする水道施設は老朽化が進んでおり、現状としましては計画的な施設更新が進んでおりません、この更新を先送りすると、近い将来、耐用年数を経過した老朽施設が大幅に増加することとなります。

水道は、住民生活に不可欠な生活用水を供給するライフラインとして重要な役割を担っております。その役割を果たしていくためには、将来起こりうる大規模災害や水質汚染事

故などさまざまなリスクを想定し、的確に対応していく必要があると考えております。今後、岬町の水道事業のあり方を検討していくためには、専門のコンサルタント等に委託して詳細に現状を調査・分析し、経営シミュレーション等資料をつくり、検討していく必要があると考えております。ただ、この業務を委託するについても、当然多額の費用がかかってまいります。費用削減のため補助金等の採択について調べていたところ、大阪広域水道企業団と統合に向けての協議のテーブルに着き、水道事業の統合に向けての検討協議に関する覚書を締結することにより、企業団の費用でその資料を作成していただけることが確認できました。

なお、この覚書の締結については、あくまで統合に向けての検討協議であり、岬町の水道事業のあり方を検討し資料を作成するもので、岬町が統合することを決断したのではなく、単独でいくのか、統合するのかはその資料結果を議会等にも報告させていただき、本町で検討し判断するものです。ただ、この件を進めていくとなりますと、来年度の当初に覚書の締結を伴う調印をする必要がございます。理由としましては、無償で検討資料を作成していただける機会が、これを逃すと次年度以降の予定は不確定と聞き及んでいることからでございます。この機会を利用して、まずは水道事業のあり方を判断する資料づくりを進めさせていただきたいと考えております。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 詳しく説明いただきましてありがとうございました。

今の話を聞くと、100%いいことばかりで、覚書に調印することによってコンサル費用が向こう持ちで持っていただけるということと、それと恐らく岬町の水道会計にとって、いいように向くのではないかと私はこのように思っているんですが、原課としては広域化するメリットのほうが大きいのか、デメリットのほうが大きいのか、大体のニュアンスで結構ですので、その辺だけ1点答弁願います。

和田委員長 鵜久森理事。

鵜久森都市整備部水道事業理事 メリット、デメリットについてはいろいろあると考えております。

まずはそのために岬町の水道のあり方について、経営シミュレーション等を含めてその検討資料を作成し、判断していく必要があると考えますが、先ほども言いましたように、大規模災害等の場合を考えますと、やはり大阪企業団の機動力というものは大きなものでございまして、そのところだけ考えても非常にメリットは大きいのかなと考えておるところでございます。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 企業団に入るということは、その企業団の事務の一部を岬町ですという、決まっていなくても、調印をして今回の太子町や四條畷市や千早赤阪村みたいに企業団に入るということは、企業団の一部になるということになるのでしょうか。

和田委員長 鶴久森理事。

鶴久森都市整備部水道事業理事 今、四條畷市、太子町、千早赤阪村が平成29年4月から統合になるとなっておりますが、現在、企業団は用水企業と工業用水、いわゆる水道の間屋の部分だけしかやっております、これが今回、四條畷市、太子町、千早赤阪村の末端の水道事業です。お客様にお売りする部分を今後していこうというところになりますので、統合した場合は、企業団のいわゆる支店みたいな形で統合した市町村になると聞いております。

和田委員長 田代町長。

田代町長 補足説明させていただきます。

今、大阪広域水道、いわば水を買って、同じ値段で売っているわけなんですけど、今後、例えば岬町の施設も丸ごと広域に入れることによって、今言っている説明ができるんですけども、ただ私どもがちょっと心配するのは、これからそういった施設を全部各自治体が広域の中へ入れた場合に、負担金がどんどん上がってこないかと。いうことは、老朽管の多いところはどんどん布設がえをやっていく、そういったシミュレーションがまだできてないんですよ。岬町としては、小規模ですから、今一番大きいのはダムを持っていて維持経費が物すごくかかっているわけなんです。配水池を持っていますのでかかっている。

そういった中で、それと通常の経費、受益者負担も含めてした場合に得か損か、要は老朽管も全部かえってもらった場合、得か損かというシミュレーションは起こせるんですけども、今度はそこへ入ったときに、他の大きなところは老朽管のまた布設がえをどんどんやってきた場合に、負担金がどんどんふえてくる、この辺をちょっと心配しているので、うちがそこへぐっと入っていくというのは、まずシミュレーションを先に起こしたらどうやと、そこから検討しようということを今説明しています。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 ただいま町長のお話も聞いて、私自身は広域化を進めるべきだという立場もありますし、とりあえず調べてもらっただけ調べていただいて、するしないはその結果を見てできると。その調べてもらうのも向こう持ちでやってもらえるということですので、もう岬町としてはそうする予定であると。そのスケジュールとかわかっていたら、もうここで披瀝

していただければと思いますが。

和田委員長 鵜久森理事。

鵜久森都市整備部水道事業理事 先ほど申しましたように、今資料づくりにつきましては、来年度の当初で調印を結べば資料づくりは無償でという確認まではとれております。ただ、先ほども言いましたように、これを逃すと次年度以降はどうなるかと、あるかないかというところを聞いておりますので、できれば来年度のこの調印に向けて進めさせていただいて、まずは資料づくりをして、その結果を見て判断していただければと考えておるところでございます。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 仮定の話なんですけども、岬町も協議をしてもらおうという調印をしまして、その結果の中で、きょうの条例の変更の岬町版が、また岬町なり大阪府下の42市町村の議会にて審議され、それで可決していただいて、府議会でも可決していただいてという流れになると。それをもって企業団に入れてもらうというスケジュールになる。きょうのこの審議している議案は、その中の先行して3自治体に参加するといった理解でよろしいでしょうか。

和田委員長 鵜久森理事。

鵜久森都市整備部水道事業理事 副委員長がおっしゃるとおり、今回はその3団体の審議を議会にいただいて返事するものでして、もし岬町が統合となれば、先ほど言われた、そのようなスケジュールになっていきますが、それは当然議会等での承認を得てからと。先行して該当する議会の承認を得てから前へ進んでいくという形になります。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 もう1点だけ。そしたら、岬町は結果を見ると、もう一刻も早く入ったほうがいいという結果が出てきたときに、岬町は議会としてもうそれに参加しようというけども、ほかの市町村から見ると、岬町は入ると言ってるけど、あそこを入れたら費用がすごく高くなるやないかと言われてられるということも想定できる、そういうことですね。

和田委員長 田代町長。

田代町長 実は今、広域に入って、町のメリットは今どんなものやということは、水道料金が一律80円という形になったということで、それが5円に下がったのかな。そうやって水道料金が下がってきている、これが大きなメリットなんです。

メリットとして考えていくのは、今うちが水道会計、特別会計も持っています。企業会

計も持っています。この企業会計を企業団に入れることによって、身軽になるのかならないのかという問題は、先ほどうちがシミュレーションの調査をして、それで話を進めるわけですが、その中で今後、我々の考え方としては、企業団の中へ入るのもいいけども、逆に負担金が大きくなってこないかという心配がちょっとあるわけなんです。その辺はきちっとしなきゃいかん。

ただもう1点、企業団に入ったメリットというのは、まだ確実に工事着工までは行ってませんが、今水道は1系統しかないんですよね。それを2系統にしてくれと、それがうちの広域水道に入る条件だということを言ってきました。ようやく今、29年からスタートをやる計画になりましたので、2系統の工事が進んでくると。これも町が広域に入っていなかったら、恐らくなかなかもう何十年たっても難しいだろうと。

ただ一つ、国道という一つの問題があって、第二阪和が29年にオープンしますと、多分国道が格下げして大阪府道になる、そうなった場合は、むしろもっと工事もしやすいかなという問題もちょうとは事務方から聞いておりますので、どちらがいいかどうかというのはまた議会の皆さんにお諮りをしますけども、うちとしてはシミュレーションを起こして、その中で検討して、それを議員の皆さんにご相談したいと思っています。今回は四條畷市と太子町と千早赤阪村が改めて企業団に入るということについて同意を求めるものがありますので、今の岬町の水道行政を全部そっちへ持っていくという話とはちょっと切り離していただきたいと思います。

和田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第87号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。



(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第87号は本委員会において可決されました。

議案第88号「損害賠償の額の決定及び和解の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第88号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第88号は本委員会において可決されました。

議案第94号「岬町営住宅条例の条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 質疑ございませんか。

小川委員。

小川委員 ちょっと確認のため、21ページの(2)の真ん中のあたりに「以後に公募」と「(公簿のよらない場合は入居)っとなっている、この公簿の簿の字が違うんやけど、これはミスプリですか。

それと、新旧対照表の条例案について、どうもこの文言については、公営住宅の入居者資格というより、この文言は応募資格っていう意味の解釈じゃないのかなと。そういうふうに思っているんですけども、入居者資格というのは、とにかく応募して当たったと言ったらおかしいかな、入居する人が町内に住所を置いてなくてもよい、そして町内で働いてなくてもいい、そういう人が入居できるというように、この条例案を見ていたらそういう解釈になるんですけども、何ら入居資格に（４）を省くということは、住宅に入った人は住居を置いておかなくてもよいという私は判断をしてしまうんですけどね。ここらのあたり、ちょっと補足説明をお願いしたいんですけど。

和田委員長 奥課長。

奥都市整備部建築課長 先ほど小川委員指摘の２１ページの公簿の簿につきましては、申しわけございません、間違いでございます。すみません、委員会資料の差しかえをお願いいたします。

続きまして、２２ページの新旧対照表の公営住宅の入居者の資格というところの旧ですが、本町内に住所または勤務場所を有する者であることというのを削除するということは、まずは入居の資格イコール入居の住宅の応募に対する条件にもなってきます。本町内に住所を置かなくても応募をできるように、また勤務場所を有さなくても応募ができるように幅広く募集ができるように考えております。ここで入居資格ということで、そこを外すことによって募集ができるようになって、周りのほうから応募もできるようになると考えております。

あと住所ですが、入居決定といいますか、公募により抽せんしまして、当たった住宅の方がまず期日までにその住宅に入居することと定められておりまして、入居した時点で速やかに住民票の写しを提出していただくような形で、規則明記させていただこうと考えております。

和田委員長 小川委員。

小川委員 すなわち、それは住居法であるのか、別の条例であるのか、住居として入居した場合は住民票は移すとかいうのは、別の規則で定められている記載したものを作ると、それは理解できました。

そしたら、この公営住宅の入居資格というのが、今、奥課長の説明であれば、入居資格すなわち応募資格ということも理解せえということですか。募集に対して応募できるのが、この入居資格の中に応募資格も入っているということを理解せえということですか。

和田委員長 奥課長。

奥都市整備部建築課長 委員のおっしゃるとおりでございます。入っているといたしますか、入居資格がありますので、それに合致するように募集をしますので、まず募集するときに入居資格のところでは本町に在住とか在勤というのがありましたら募集ができない状態。問い合わせがあったら住まれていますかとか、例えばですけども、そういう働かれていますかとかそういうことを聞いて、働いていますよとなれば、まず応募ができますねという基準になってきますので。

和田委員長 小川委員。

小川委員 新しいほうの条例は、働いてますか、いいえ働いてません、本町内に住んでますか、いいえ住んでません、それでも応募はできますよという条例に変えるんでしょう。

和田委員長 奥課長。

奥都市整備部建築課長 最初に伝えさせてもらっていたのが旧の条例で、新しい条例では、それがないようにしますということをお伝えしたかったのです。

和田委員長 小川委員。

小川委員 どう解釈するかは、この文言から見たら、入居資格というのは、入居資格やから入る資格ですよ。その住宅へ入る資格は町内で働いてなくても、町内に住所がなくてもオーケーという意味でとったんですね。入居資格やから住む資格ですよ。住む資格に、町内に住所がなくてもよい、勤務先も町内になくてもいい、それでも資格がありますよという判断をしたわけなんです。

ほかの議員が入居資格、すなわちこれは応募資格やという解釈のもとで、この文言でいくのだったら、そういう解釈をせよというんだったら、私自身もそういう解釈で私が間違ってたんやなとすればいいかなと思うんやけど、どうもこの上ではちょっと腑に落ちない面があったので問うているわけです。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 ちょっと説明させていただきますと、基本的に入居資格というのは、入居に当たっての資格でございます。入居後の状況を示したものではありません。基本的に、先ほど言われているように、住所地の問題がございますので、担当のほうから今説明させていただいたように、規則のほうで住民票を提出するように規定をしますということでございます。

和田委員長 田代町長。

田代町長 これ前座の説明をしてないので、委員がおっしゃるのはもっともだなと思っています。

実は、一旦現在の緑ヶ丘公営住宅の募集をしたんですけども、どうしても町内の方はほとんど住居を持っておるといことで、特に子育て世代を重点においてやったんですけど、応募者がなかったといことで、それで今まではここへ住所があるか、または働いておるかといことだったんです。

岬町が募集しているから、そこへ入りたい。でも住所もないし働いてもないから申し込みができないなといことがあるので、それを取っ払って、規則で応募して入居がもしできるのだったら、岬町に住居を置いてくださいよという条項があるんです。それは、「なお従前の例による」という21ページの下に、これは変わっておりません。ただ変わっているのは、今までは住所または働いているもの、これがどうもネックになって、町外の方が応募していただけないというのがありましたので、これをまず取り外して、オープンにまず受けていこうと。そして、もし入るとなった場合は、もう岬町の住民になっていただくというように理解をしていただきたいと思います。

和田委員長 小川委員。

小川委員 この条例を見て解釈として、世間一般、日本全国、どこの人でも公募はできるよという趣旨のことに対して、何ら異論を唱えているわけでも何でもないし、それは公募して枠を広げて、たくさんの人に応募してもらおうという意図があつて、この条例を変える意図はよくわかるんです。

先ほども町長がおっしゃっていたのは、募集をするに当たってこれがあつたので、条例を変えたいといことは、入居資格じゃなしに募集資格といつか応募資格になるのではなからうか、この入居資格といことで応募も含めてとい判断をせえとい意味ですかとい問いかけなので、公営住宅の住居資格については（4）を取り払って応募するといことに判断を変えますので結構でございます。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 今お聞きして、同じ関連ですけども、応募か入居資格かといことにならうかと思うんですが、この4号を削ることによって、ほかのは略になっていますけれど、これで応募資格、公募資格的な内容が、この後（略）は見えないですけども、それで十分理解できるという内容になっているんですね。

和田委員長 奥課長。

奥都市整備部建築課長 今（略）になっているところにつきましては、例えば独立の生計を営む者

で、家賃を支払う能力があることとかいうことで、今そこだけを外しても問題はございません。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 これで問題ないということですね。再確認です。

和田委員長 ほかにございませんか。

竹原副委員長。

竹原副委員長 先ほどの質問を聞いておりますと、最終的な判断をさせてもらうのに、規則というののちょっと確認させていただきたいなと思いますし、またこの（略）と書いてあるところをもう一度見ておきたいなという気もあるので、ちょっと資料を請求させていただいて、この続きは休憩を挟んで次にしてもらえないかなと思うんですが、皆様。文章でいただけたらなと思うんですけど。

和田委員長 すぐ文章を出せますか。

奥課長。

奥都市整備部建築課長 条例のほうの（略）のところにつきましては、コピーをさせていただいてお渡しできるんですけども、その規則につきましては、今後これから写しを明記するように考えておりますので、まだ現在のところは作成はしておりませんので、早急につくる予定をしております。

竹原副委員長 できれば休憩を求めたいんですよね。この差しかえの件もあるし、時間的な面もありますし、議事進行をしっかりとするためですね。

和田委員長 皆さんにお諮りします。

休憩という意見が出てますけど、これが済みましたら、あと協議会だけになってますので、皆さんにお諮りします。

最後まで続行してやるか、休憩するかどちらか、皆さんにお諮りしたいんですけども、続行せえという声があったらさせていただきますし。

（発言する者あり）

和田委員長 奥課長。

奥都市整備部建築課長 まず最初に申しわけないんですけども、この条例の制定後、規則を速やかにつくる予定をしております。その次に、今言われています（略）というところなんですが、そこにつきましてはすぐにでも刷ってお渡しはできますので。

和田委員長 田代町長。

田代町長 この条例の同意をもらわないと規則はできませんよね。勝手に規則を決めるわけには、条例をオーケーもらって、そして規則を今度はつくっていくということですので、すぐにこれをオーケーもらったら規則を定めますということ言ってるわけですから、その辺は理解をしていただきたいと思います。

竹原副委員長 現状の分だけでも結構ですので。参考資料としていただきたいなと思ったのと、副委員長としまして、これを差しかえてもらっておいたほうがいいのではないかという意見で休憩を求めています。

和田委員長 皆さん、続行でいきますか。

(発言する者あり)

和田委員長 暫時休憩いたします。再開は1時から。

(午後0時07分 休憩)

(午後1時07分 再開)

和田委員長 暫時休憩を解きまして、再開をいたします。

この規則の件について。

田代町長。

田代町長 先ほどの案件の前に一言、私の発言の中に間違いがございましたので、訂正をさせていただきますのですがいかがでしょうか。

和田委員長 はい、どうぞ。

田代町長。

田代町長 ありがとうございます。

先ほど、大阪広域水道企業団の規約の一部を変更する規約の件で、広域水道企業団との事業統合における懸念として、広域で設備更新等に係る費用として負担金が高くなるのではという発言をさせていただきました。これは全く間違いでありまして、現在は広域水道企業団は用水の供給事業の使用料のみ支払いをしております、今後の水道料金の増高が懸念されるという意味合いで答弁させていただきましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。どうもすみませんでした。

和田委員長 では、規則についてですが、これについて木下部長、説明をしてくれますか。

木下都市整備部長 先ほどは大変失礼いたしました。

今、手元のほうにお配りさせていただいておりますのが2種類ございます。

まず1点目につきましては、委員会資料の21ページ、下から2行目になります括弧書きの公簿の簿の字が違ってございまして、訂正させていただいております。お手数をおかけしますが、差しかえのほうをよろしく願いいたします。

それと2点目になりますが、条例の一部改正を提出させていただいている件の中で、新旧対照表の中の(略)の部分になりますが、今、クリップどめで示させていただいておりますのが、新旧対照表で言いますと旧になる部分の現条例になってございまして、そのうち5条の部分になりますが、略させていただいている(1)につきましては、同居基準でございまして、現に同居し、または同居しようとする親族があることが条件になってございまして、

(2) としましては、その入居する者の収入基準を定めてございまして、それにつきましてはア、イ、ウの3種類となっております。

次に(3)でございまして、現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

そして(4)これが今回上程させていただいております、町内に住所または勤務場所を有する者であること、これを今回削除させていただくところになってございまして、

次に(5)ですが、独立の生計を営むもので、家賃の支払い能力がある者であること。

(6) になりますが、町長が適当と認める保証人がある者であること。

(7) としましては、同居しているものが暴力団でない規定を示しているところでございまして、

今、略している部分はその部分になります。その後、この条例を承認いただきました後、岬町に在住することをどのように規定するかということで、施行規則で記載させていただきたいというお話をさせていただいた状況でございまして、今お示しさせていただいている規則第7条、入居の手続の部分になるんですけども、その入居手続に当たって、条例第10条第1項の規定による入居決定の通知を受けたものは、請書、その他町長が指定する書類を提出しなければならない、ここに入居決定した者は速やかに入居し、移動した後の住民票を提出しなければならないという項目を規則改正し、ここへ盛り込んでいきたいと考えているところでございまして、

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 追加していただいた資料を見せていただきました。ありがとうございます。

その中で、ただいま説明があった入居資格は規則で定めるといった中で、確認させていただきたいことがございまして。一旦ここに入居するというところで応募して入居が決まり、

すぐに住民票を出してそこに住み始めるとなったときに、事情があつてまた引っ越すんだということになったときに、またいずれ帰ってくるかもわからないから、この家を確保しておきたいということで、転出するときも出てくると思います。そのときに本町条例に書かれているように、本町に住所がなくてもその家を持っておくことができるのであれば、住んでなくてもその部屋を確保したまま、合法的にずっと持つておけるのではないかと思います。よって、規則で定めるのなら、そこに住所を置いていることをずっと前提にしておいてもらわないと、部屋を持っているけども、よそで住所を置いていてもオーケーみたいな形になるということをお心配しているんですが、それはどこかで解消できるのでしょうか。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 先ほど言っていますように、転出することは、基本的に町営住宅になりますからできないことをごさいますて、長期でその住宅を出てお住まいになるとか、理由がはっきりされている場合、入院であるとか、何かの事情でどうしても長期になる場合はそういう手続を踏んでいただくこととなりますので、結局、もうほかに住所地を移すとかになりますと、明け渡しをしていただく形の手続になってまいります。

少しお待ちください。

時間がかかって申しわけございませんでした。

条例の39条に町営住宅の明け渡し請求という項目がございまして、その中の一つに、入居者が正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき等に規定されてございまして、何らかの事由がない限り、長期にわたる場合は明け渡し請求をさせていただくような形になります。

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 それは、岬町住宅条例の39条ということですか。

木下都市整備部長 町営住宅の条例の39条になります。

道工議長 議事進行上のことで、この条例改正についてはこれでもいいと思うんです。あと規則のところはどう盛り込むかということですから、規則の制定そのものは議会同意はなかったですよね。ですから、そこら辺を皆心配されているので、規則はきちっとできたら、今心配されているような条項もきちっと入れていただいて、そうしてもう一度この委員会に出して、皆さんの了解といたしますか、いうものをとっていただいたら、皆心配しないと思うんです。そうでなかったら、今言っているように、当たって、その人が住民票を持ってき



た。持ってきたけど、また何かの事情で住民票を持っていたけども、誰かほかの人が住んでいるということも多々あることなので、そういうご心配は皆されていますから、その規則を作ったときに皆さんに報告をきちっとしていただくということをしていただければ、もうきょうはこれで終われるのところがかなと思うのですがどうでしょうか、委員さん。もっと審議せなあきませんか。これ、いくらやっても同じだと思うんです、まだ全然見えてこないから。

理事者、どんなものでしょうか。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 先ほど道工議長からお話いただいたとおり、今後この条例を承認いただきました後、規則改正したときに、今言われたように提示させていただきたいと考えてございます。

和田委員長 町長どうですか。

田代町長 大変申しわけありません。確かに疑問点があるかのように感じられておりますので、委員長の判断で結構ですけれども、もし継続審議していただけるなら、その間にちゃんともう一度整備をして、規則までこうするのだと案を出させてもらいますけれども、時間をいただけるなら、もう既にこういうような規則で定めていこうということについては、もう手元に資料はあるんですけども、あえて言えば、それではあかん、きちっとせえとおっしゃるなら、継続審議以外にないと思いますけれども、できれば休憩をとっていただいて、その入居規定の部分だけときちっと規則で定める案を、代案で出させていただきたいと思えますけれども、それは委員長の判断にさせていただいたら結構です。

和田委員長 皆さんにお諮りします。

町長の意見では、時間をとってもらって規則ができると言ってますので、もう一度暫時休憩したいと思いますので、それでよろしいですか。

道工議長 町長、手順だけ間違わんように。これ条例を先、通さないかんわけでしょう。きょうここで条例に採決して、定めてもらって、後日でよろしいがな。規則は、募集するまでに時間があるんだったら。きょうもここで延ばしてやるということでもなかつても、規則はこのようにやりますということで、この委員会の皆さんに了解、別に議決する必要はないんだから、皆さんに意見を聞いた上で了解をとってもらったらい話です。だから、別に時間をまたとって継続審議する必要もないと思います。規則は規則として、また独立してやってもらったらい話だと思うんですよ。

和田委員長 今、暫時休憩でよろしいですか、私、そこまで言ったんだけど、今、議長さんの話であれしているんやけど。

田代町長 今、議長からいろいろご指導を賜ったんですけども、私としては委員の皆さん方の同意を得なければいけないので、今言ったような内容でよかったら行政としてはありがたいんですけども、委員長の立場もありますから、委員に諮っていただいて、議長ご提案のような内容であれば説明をさせて議案を通していただきたいと思っております。

和田委員長 皆さんにお諮りします。

議長の提案もあるんですけど、

田代町長の時間がとれてきたら、今のところできると言っているんですけど、どちらにしたらよろしいですか。

小川委員

小川委員 今回はこの条例制定でそれを採決してくれたら。採決がこの条例制定が可決になったら、当然規則をつくる。部長のほうから規則については、概略ですけども、住民票を置いておくとか、例えば15日住んでなかったら撤去命令を出すとか、そういう規則をつくっている。紙に書いたものはないですけども、そういう規則を理事者側の意見を尊重させてもらって、これは約束を守ってもらえるものやと思って、今回は条例制定で採決をとったらどうか。休憩の必要も、規則もその紙に書いたものをきちっと今、全項ができていないわけじゃないんでしょう。これからまだ追加する規則もいろいろ理事者側で検討していただいて、条例が制定した後でこの規則についてはこんな入れたらどうやとか、こんな要らんのではないかというのは、また別の話であって、今回はもう休憩とかそういうのではなしに、この採決を進めたらいかなものでしょうか。

和田委員長 ほかの方、意見。

出口委員。

出口委員 議長のおっしゃるとおり、小川委員もそうですけども、一旦きょうは採決をとって、条例を通して、通るか通らんかわかりませんよ、その後、きちっとした規則を作ったらどうですか、それが一番通常の考えじゃないかなと思いますけどね。

和田委員長 ほかの方、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 次のときまでに規則というのを作ってもらうということで、きょうのところはこれで採決して、これを通してからやってもらうということにさせていただきます。

この件について、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対の方いませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 賛成の立場で討論をさせていただきます。

この件に関しては、そもそも町長が住宅をどのように使うかということで、子育て世代を入れるために改正をさせてほしいということで、その根本として少子化対策、小学校の生徒数の増加を見込むためにほかの地域、岬町以外のところから住んでいただくための条例改正かなと思っているところ、今回の審議におきまして、そうでないタイプの方が申し込まれるおそれがあるかないのかという審議になって、またその旨、理事側のほうからきちんと規則で定められるようにするといった答弁を聞きましたので、それを信じまして賛成討論とさせていただきます。

和田委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第94号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第94号は本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案6件について、全て議了しました。

本日の審議経過並びに経過については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで事業委員会を閉会します。

(午後 1時29分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年12月4日

岬町議会

委 員 長 和 田 勝 弘